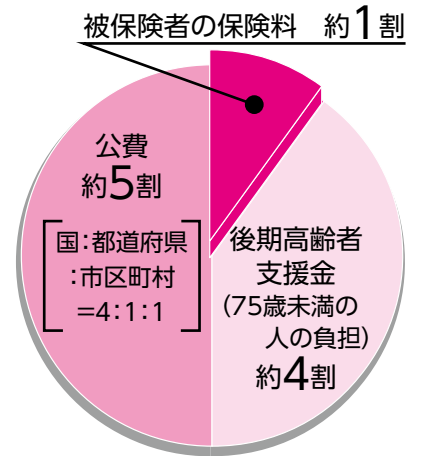


後期高齢者医療制度の保険料率などの改定について

後期高齢者医療制度でかかる医療費（診療を受けたときの自己負担額を除く）は、国・都道府県・市区町村が負担する公費「約5割」、75歳未満の方が負担する後期高齢者支援金で「約4割」を賄い、残った「1割」分を後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料で負担しています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としています。この期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

後期高齢者医療制度の財源



平成30年・令和元年度の保険料率	令和2年・3年度の保険料率
▽均等割額 4万5,379円	▽均等割額 4万8,765円
▽所得割率 8.76%	▽所得割率 9.64%

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者のそれぞれの所得に応じて負担する「所得割率」を合計して、個人単位で計算されます。

令和2年度の保険料賦課限度額は64万円です。（令和元年度は62万円）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人当たりの保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \text{限度額 64万円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{4万8,765円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{[所得金額－基礎控除額(33万円)]} \times 9.64\% \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

対象者の所得要件 (世帯主・世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合	
	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7.75割 (3万7,793円軽減)	7割 (3万4,136円軽減)
うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得なし)	7割(3万4,136円軽減)	
33万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割(2万4,383円軽減)	
33万円+52万円×(被保険者数)以下	2割(9,753円軽減)	

- ※ 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。
- ※ 収入の状況や世帯の構成によって、基準が異なります。
- ※ 所得金額の合計が33万円以下の方を対象とした軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設(平成20年度)から当面の暫定措置として実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に制度本来の仕組み(7割軽減)に戻すこととされています。
- ※ 5割軽減・2割軽減は、所得要件が拡大されました。

職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

これまで職場の健康保険などの被扶養者だった方(元被扶養者)は、保険料の被保険者均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。

なお、所得割額は、全ての元被扶養者の方について当面の間かかりません。